

報 告 第 2 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月20日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

⑤

処 分 書

専 決 第 8 号

損害賠償の額の決定について

相続人調査における事務の瑕疵による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年9月12日

新居浜市長 石川 勝行

- 1 損害賠償の総額 32万3,282円
- 2 損害賠償の相手方 別紙のとおり
- 3 事件の概要

市税滞納者に係る相続人調査結果により、令和6年3月21日付けで相手方に滞納市税承継事前通知書を送付したが、後日、調査結果の誤りが判明した。相手方は既に相続放棄の準備を進めており、相続調査等に係る費用の負担を生じさせた。

別 紙

	氏 名	住 所	損害賠償の額
1	(省 略)	(省 略)	1 1 万 4 5 0 円
2	(省 略)	(省 略)	1 1 万 1 1 0 円
3	(省 略)	(省 略)	4 万 2 , 5 0 0 円
4	(省 略)	(省 略)	4 万 2 , 5 0 0 円
5	(省 略)	(省 略)	1 万 7 3 8 円
6	(省 略)	(省 略)	6 , 4 5 0 円
7	(省 略)	(省 略)	5 3 4 円